

○台湾「電器および電子商品表示基準」の公布に伴う表示要求の変更について

台湾經濟部は、2017年3月8日付「經商字第10602403410號」にて、「電器および電子商品表示基準」を公布し、公布から1年後（2018年3月8日）より施行すると発表しています。

従来からの主な変更内容は以下の通り：

- ・従来存在した「電器商品表示基準」と「情報処理機器、通信機器、消費者向け電子製品の標示基準」の2つの表示基準を1つに統合した。
- ・以下は「情報処理機器、通信機器、消費者向け電子製品の標示基準」からの変更点
 - ①電気製品と電子製品を「ハードウェア製品」、「ソフトウェア製品」、「部品と消耗品」の3つのカテゴリに分類し、それぞれについて必須の表示内容とその表示方法を規定。
 - ②内蔵ディスプレイを持つ製品は、製品本体への表示要求事項を画面上へ表示可能。ただし、製品の内外包装または説明書に表示操作方法の明記が必要。
（ULJ補足：プロジェクタ等、製品本体外部への投影のみの場合は電子表示適用不可。）
 - ③ハードウェア類の標示：11項目から9項目に変更（緊急処理方法、注意事項が削除。）
 - ④ソフトウェア類の標示：6項目から7項目に変更（原産地表記を追加。）
 - ⑤部品及び消耗品類の標示：5項目から6項目に変更（注意事項及び警告文を追加。）

※ 下記は、UL Japanの参考和訳です。原文と内容が相違する場合は原文が優先されます。

經濟部 公告

発行日：2017年03月08日

発行番号：經標三字第10602403410號

主旨：「電器および電子商品表示基準」を制定し、並びに公告の1年後に発効する。

ただし企業経営者は、任意で公告日より適用することができる。

根拠：商品表示法第十一条

公告事項：

- 一、「電器および電子商品表示基準」全体説明およびポイント説明は添付資料の通り
- 二、本基準は、現行の「電器商品表示基準」及び「情報処理機器、通信機器、コンシューマ電子機器の標示基準」を統合したもので、上記の二つの基準は、本基準の発効後、別件として廃止作業で処理される。

電器および電子商品表示基準の全体説明

經濟部は、「商品表示法」第11条の規定に基づき、元来「電器商品表示基準」及び「情報処理機器、通信機器、消費者向け電子製品の標示基準」の2つの表示基準を定めている。

しかし、今日「電器商品」や「情報処理機器、通信機器、消費者向け電子製品」の機能が融合し重複していることを踏まえ、「電器商品の表示基準」及び「情報処理機器、通信機器、消費者向け電子製品」に基づき、「電器および電子商品表示基準」（以下「本基準」と呼ぶ。）が策定された。

もう一つの理由は、製品本体に表示すべき方法のための情報通信技術の他の開発動向により、さらに調整が進んだ。つまり、製品の内蔵ディスプレイ（携帯電話、タブレットPCなど）の画面表示に置き換える；または、商品のサイズが小さすぎる、または客観的に表示が困難な場合は、ラベルの代わりに内外包装に表示することができる。

この基準は、電気製品と電子製品を「ハードウェア製品」、「ソフトウェア製品」、「部品と消耗品」の3つのカテゴリに分類し、それぞれの表示内容と表示方法を標準化している。

重要な点は次の通り：

- 一、本基準の訂正根拠を明確にする（第1のポイント）
- 二、本基準が適用される特定の種類の商品および品目（第2のポイントと付属文書）
- 三、各種電器・電子製品が表示すべき内容（第3のポイント）
- 四、各種電器・電子製品の表示方法（第4のポイント）
- 五、本基準の施行日（第5のポイント）

電器および電子商品表示基準

規 定	説 明
一、本基準商品標示法大十一条規定の定め に準ずる	本基準の訂正根拠を明確にする。
二、本基準は市場に流通陳列販売するハード ウェア類、ソフトウェア類、部品及 び消耗品を含む電器及び電子商品に適 用する。	本基準が適用される特定の種類の商品およ び品目を明確にする。
三、標示事項： (一) ハードウェア商品： - 商品名称及び型番 - 定格電圧 (V) 及び定格周波数 (Hz)。(無いものは必要ない) - 総定格消費電力 (W)又は定格入力電 流 (A)。(無いものは必要ない) - 製造年度及び製造番号 - 製品の原産地 - 機能仕様 - 使用方法 - 注意事項及び警告文 - 製造者又は委託製造者の名称、住所 及び電話。輸入品の場合は、製造者 又は委託製造者の名称、輸入者又は 代理店の名称、住所、電話。 (二) ソフトウェア商品： - ソフトウェアの名称、バージョン及 び言語表現方法 - システム要求 - ソフトウェア機能、用途及び内容 - モニター解像度の要求 - 製品の原産地 - 注意事項及び警告文 (無いものは必 要ない) - 発行、設計又は出版者の名称、住所 及び電話。輸入品の場合は、製造 者、設計又は出版者の名称及び輸入 代理者又は輸入者の名称、住所及び 電話 (三) 部品及び消耗品類の標示事項： - 商品名称及び型番 - 定格電圧 (V)。(無いものは必要 ない) - 機能仕様 - 製品の原産地 - 注意事項及び警告文 (無いものは必 要ない) - 製造者又は委託製造者の名称、住所 及び電話。輸入品の場合は、製造者又 は委託製造者の名称、輸入者又は代理 店の名称、住所、電話	一、ハードウェア製品、ソフトウェア製 品、部品と消耗品が表示すべき内容を 明確にする。 二、(一)の4項の製造者によって特定さ れる「製造番号」は、消費者の権利と 利益を守るために月を特定する仕組 みと併用することができる。

四、標示方法： (一) ハードウェア類： 1. 前条の第一項の標示事項の1から5までは製品の本体上に標示すること。標示位置は通常設置後使用時、いつでも見える場所であること。製品に内蔵されたディスプレイを持つ場合は、代わりに画面上への表示をすることができるが、製品の内外包装或いは説明書上にその表示操作方法を明記すること。 2. 前条の第一項の標示事項の6から9は製品本体、内外包装物又は説明書に標示すること (二) ソフトウェア類： 1. 前条の第二項の標示事項の1及び2は製品の本体上に標示すること。標示位置は通常設置後使用時に分かりやすいところにあること。 2. 前条の第二項の標示事項の3から7までは製品本体、製品の内外包装物又は説明書に標示すること。 (三) 部品及び消耗品類： 1. 前条の第三項の標示事項の2及び3は製品の本体上に標示すること。標示位置は設置後使用時、いつでも見える場所であること。 2. 前条の第三項の標示事項の1及び4から6までは製品本体、製品の内外包装物又は説明書に標示すること。 (四) 製品本体の体積が小さい又は標示できないものは、第三項の製品上の標示に記載の通り、製品の内外包装或いは説明書に標示すること。 (五) この基準で規定されている商品の表示単位および記号は、国家規格又は国際規格の規定標示に基づくこと。 (六) 輸入製品に付いている元の標示文字は汚損してはならない。	一、ハードウェア製品、ソフトウェア製品、部品と消耗品の表示方法を明確にする。 二、現在の情報技術の発展に伴い、ディスプレイ（携帯電話、タブレットPCなど）が内蔵されているような製品は、消費者はディスプレイから直接関連する消費情報を取得する必要がある、この場合の電気および電子ハードウェア製品の本体表示方法内に、「ディスプレイが内蔵されている場合は画面に表示され、製品の内外に動作モードを表示する」を明記することで、事業者が消費者の関心を守り、保護することができる。
七、本基準は公告の1年後から発効する。ただし企業経営者は、任意で公告日より適用することができる。	本基準の施行日

規定

付属文書 電器および電子商品の種類および品目表

商品種類	品目
ハードウェア商品	電気ヒーター、電気ケトル（電気湯沸かし器、飲料水サーバーを含む）電気アイロン、電気コーヒーまたは紅茶メーカー、電気温水器、電磁調理器、電気炊飯器、電気毛布、冷蔵庫、扇風機、テレビ、電気食品粉碎機、電気フードミキサー（ジューサー、ミートグラインダー）、電気ジューサー、電気掃除機、電気かみそり、電気マッサージ、電子防湿箱、電子ゲーム機、電話（画像またはデジタル電話を含む）、電子辞書、電気櫛（電気カーラー）、食洗機、電気フロス、洗顔器、洗濯機、オーブン、グリル、トースター、ハンドドライヤー、衣類乾燥機、食器乾燥機、デジタル/アナログ信号変換器、デジタルジョイスティック、デジタルカメラ、デジタルボイスレコーダー、デジタル音楽プレーヤー、デジタルフォトフレーム、デジタルプリンター、モデム、電子パッド、デジタルオーディオ、電子レンジ、除湿機、エアコン、脱水装置、ウォーターディスペンサー、ヘアドライヤー、空気清浄器、排気フード、ランプ、照明器具、オーディオ、テープレコーダー、ラジオアンプ、ビデオレコーダー、プロジェクタまたはプロジェクタタイプの自動放送機、巻き戻し器、蚊取りランプ、PC ホスト、ラップトップ、タブレット、ハードドライブ、CD-ROM ドライブ、テープドライブ、カードリーダー、スキャナー、バーナー、モニター、無停電電源装置、プリンター、プロッター、携帯電話、ポケベル、携帯情報端末、FAX、留守番電話機、トランシーバー、ルーター、レコードプレーヤー、ビデオ CD プレーヤー、カラオケ機、VOD マシン、ヘッドマウントディスプレイ、モバイルマイクロプロジェクター、スマートウェアラブル機器。
ソフトウェア商品	情報が含まれている磁気ディスク、CD-ROM、DVD、カセットテープ、カートリッジ、電子書籍、メモリカード；システムソフトウェア、ソフトウェアツール、商用ソフトウェア、ビデオグラフィックスソフトウェア、音楽および他のマルチメディアソフトウェアパッケージ。
部品及び消耗品	バッテリー、充電器、電気かみそりの刃、電動歯ブラシのヘッド、電動洗顔器のブラシ、AC アダプター、電子入力ペン、イヤホン、イヤホンアンプ、電源延長コード、家庭用スイッチ、コンセント、電球（管）、整流器、マイク、スピーカー、リモコン、トランス、バラスト、フィルター、掃除機のブラシ、コーヒーフィルター、美顔マッサージ機のヘッド、ローラーマッサージ機のヘッド、口腔洗浄機ノズル、皮膚美容器具プローブ、麺製造機の型、浄水器フィルター、CPU、マザーボード、チップセット、メモリ、ペンドライブ、SSD、充電器、パワーバンク、ハブ、キーボード、マウス、接続ケーブル、三脚、フラッシュ、PC アドオンカード（オーディオカード、ビデオカード、ネットワークカード、FAX カード、データカード、FAX データカード、SCSI カード、PCMCIA カードなど）、インクカートリッジ、リボン、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、ゴーグル、ハードディスクドライブ、その他情報が未保存のメディアキャリア。

説明

この基準の適用範囲を明確にするため、本表を設定する。

電器及び電子商品標示基準

- 一、本基準商品標示法大十一条規定の定めに基づる。
- 二、本基準は市場に流通陳列販売するハードウェア類、ソフトウェア類、部品及び消耗品を含む電器及び電子商品に適用する。
- 三、標示事項：
 - (一) ハードウェア商品：
 1. 商品名称及び型番
 2. 定格電圧（V）及び定格周波数（Hz）。（無いものは必要ない）
 3. 総定格消費電力（W）又は定格入力電流（A）。（無いものは必要ない）
 4. 製造年度及び製造番号
 5. 製品の原産地
 6. 機能仕様
 7. 使用方法
 8. 注意事項及び警告文
 9. 製造者又は委託製造者の名称、住所及び電話。輸入品の場合は、製造者又は委託製造者の名称、輸入者又は代理店の名称、住所、電話。
 - (二) ソフトウェア商品：
 1. ソフトウェアの名称、バージョン及び言語表現方法
 2. システム要求
 3. ソフトウェア機能、用途及び内容
 4. モニター解像度の要求
 5. 製品の原産地
 6. 注意事項及び警告文（無いものは必要ない）
 7. 発行、設計又は出版者の名称、住所及び電話。輸入品の場合は、製造者、設計又は出版者の名称及び輸入代理者又は輸入者の名称、住所及び電話
 - (三) 部品及び消耗品類の標示事項：
 1. 商品名称及び型番
 2. 定格電圧（V）。（無いものは必要ない）
 3. 機能仕様
 4. 製品の原産地
 5. 注意事項及び警告文（無いものは必要ない）
 6. 製造者又は委託製造者の名称、住所及び電話。輸入品の場合は、製造者又は委託製造者の名称、輸入者又は代理店の名称、住所、電話
- 四、標示方法：
 - (一) ハードウェア類：
 1. 前条の第一項の標示事項の1から5までは製品の本体上に標示すること。標示位置は通常設置後使用時、いつでも見える場所であること。製品に内蔵されたディスプレイを持つ場合は、代わりに画面上への表示をすることができるが、製品の内外包装或いは説明書上にその表示操作方法を明記すること。
 2. 前条の第一項の標示事項の6から9は製品本体、内外包装物又は説明書に標示すること
 - (二) ソフトウェア類：
 1. 前条の第二項の標示事項の1及び2は製品の本体上に標示すること。標示位置は通常設置後使用時に分かりやすいところにあること。
 2. 前条の第二項の標示事項の3から7までは製品本体、製品の内外包装物又は説明書に標示すること。
 - (三) 部品及び消耗品類：
 1. 前条の第三項の標示事項の2及び3は製品の本体上に標示すること。標示位置は設置後使用時、いつでも見える場所であること。

2. 前条の第三項の標示事項の1及び4から6までは製品本体、製品の内外包装物又は説明書に標示すること。

(四) 製品本体の体積が小さい又は標示できないものは、第三項の製品上の標示に記載の通り、製品の内外包装或いは説明書に標示すること。

(五) この基準で規定されている商品の表示単位および記号は、国家規格又は国際規格の規定標示に基づくこと。

(六) 輸入製品に付いている元の標示文字は汚損してはならない。

五、本基準は公告の1年後から発効する。ただし企業経営者は、任意で公告日より適用することができる。

付属文書 電器および電子商品の種類および品目表

商品種類	品目
ハードウェア商品	電気ヒーター、電気ケトル（電気湯沸かし器、飲料水サーバーを含む）電気アイロン、電気コーヒーまたは紅茶メーカー、電気温水器、電磁調理器、電気炊飯器、電気毛布、冷蔵庫、扇風機、テレビ、電気食品粉碎机、電気フードミキサー（ジューサー、ミートグラインダー）、電気ジューサー、電気掃除機、電気かみそり、電気マッサージ、電子防湿箱、電子ゲーム機、電話（画像またはデジタル電話を含む）、電子辞書、電気櫛（電気カーラー）、食洗機、電気フロス、洗顔器、洗濯機、オーブン、グリル、トースター、ハンドドライヤー、衣類乾燥機、食器乾燥機、デジタル/アナログ信号変換器、デジタルジョイスティック、デジタルカメラ、デジタルボイスレコーダー、デジタル音楽プレーヤー、デジタルフォトフレーム、デジタルプリンター、モデム、電子パッド、デジタルオーディオ、電子レンジ、除湿機、エアコン、脱水装置、ウォーターディスペンサー、ヘアドライヤー、空気清浄器、排気フード、ランプ、照明器具、オーディオ、テープレコーダー、ラジオアンプ、ビデオレコーダー、プロジェクタまたはプロジェクタタイプの自動放送機、巻き戻し器、蚊取りランプ、PC ホスト、ラップトップ、タブレット、ハードドライブ、CD-ROM ドライブ、テープドライブ、カードリーダー、スキャナー、バーナー、モニター、無停電電源装置、プリンター、プロッター、携帯電話、ポケベル、携帯情報端末、FAX、留守番電話機、トランシーバー、ルーター、レコードプレーヤー、ビデオ CD プレーヤー、カラオケ機、VOD マシン、ヘッドマウントディスプレイ、モバイルマイクロプロジェクター、スマートウェアラブル機器。
ソフトウェア商品	情報が含まれている磁気ディスク、CD-ROM、DVD、カセットテープ、カートリッジ、電子書籍、メモリカード；システムソフトウェア、ソフトウェアツール、商用ソフトウェア、ビデオグラフィックスソフトウェア、音楽および他のマルチメディアソフトウェアパッケージ。
部品及び消耗品	バッテリー、充電器、電気かみそりの刃、電動歯ブラシのヘッド、電動洗顔器のブラシ、AC アダプター、電子入力ペン、イヤホン、イヤホンアンプ、電源延長コード、家庭用スイッチ、コンセント、電球（管）、整流器、マイク、スピーカー、リモコン、トランス、バラスト、フィルター、掃除機のブラシ、コーヒーフィルター、美顔マッサージ機のヘッド、ローラーマッサージ機のヘッド、口腔洗浄機ノズル、皮膚美容器具プローブ、麺製造機の型、浄水器フィルター、CPU、マザーボード、チップセット、メモリ、ペンドライブ、SSD、充電器、パワーバンク、ハブ、キーボード、マウス、接続ケーブル、三脚、フラッシュ、PC アドオンカード（オーディオカード、ビデオカード、ネットワークカード、FAX カード、データカード、FAX データカード、SCSI カード、PCMCIA カードなど）、インクカートリッジ、リボン、トナーカートリッジ、インクカートリッジ、ゴーグル、ハードディスクドライブ、その他情報が未保存のメディアキャリア。

記事原文はこちら（言語：中国語）

- ・ BSMI公告原文 <http://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1495780560566.pdf>
- ・ 「電器および電子商品表示基準」の中国語原文
http://gazette.nat.gov.tw/EG_FileManager/eguploadpub/eg023042/ch04/type1/gov31/num7/Eg.htm
- ・ 「電器および電子商品表示基準」の英語原文
<https://gcis.nat.gov.tw/elaw/English/lawEnDtlAction.do?method=viewLaw&pk=216>